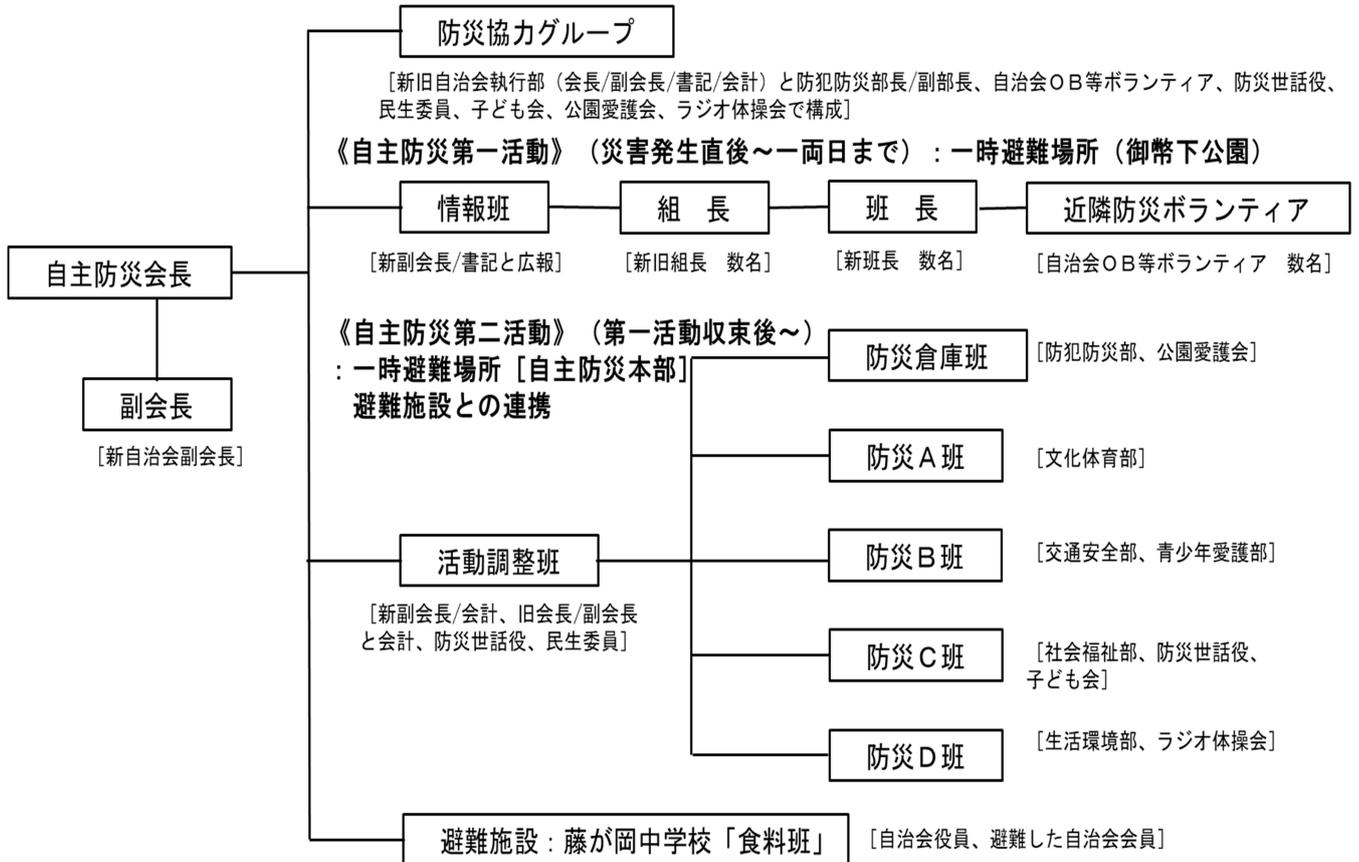


# 「天嶽院下自主防災会」運用規則

## 1. 自主防災会の運用体制



## 2. 防災協力グループ

### (1) 構成員

構成員の選任による指名は、新自治会会長が行うものとする。

- ①グループ長は、新自治会会長が兼務する。
- ②構成員は、自治会定期総会後に定められた役員名簿により、新旧役員より選任する。
- ③協力団体（民生委員、子ども会、公園愛護会、ラジオ体操会）より選任する。
- ④自主防災会の世話役より選任する。

### (2) 業務

防災計画等を審議・立案するとともに防災活動に従事協力する（規約第12条1項）。

具体的な事項は下記とする。

- ①定例会の開催
- ②年間活動スケジュールの作成
- ③自主防災会の名簿作成
- ④地域・防災だよりの発行
- ⑤防災訓練の実施
- ⑥防災資機材と備品の充実
- ⑦市主催の防災に関する行事への参加

- ⑧防災マップの作成
- ⑨防災PR資料の作成および小集団での活動
- ⑩近隣防災ボランティア募集と見直し
- ⑪安否確認の方法検討と実施の推進
- ⑫その他

### 3. 自主防災第一活動（情報班）について

災害発生直後から、一時避難場所（御幣下公園）にて活動を実施する。

- (1) 情報班は、新副会長/書記と広報、新旧組長、新班長、自治会OB等ボランティアから構成する。
- (2) 情報班班長は、新副会長とする。
- (3) 災害発生時に新旧組長は、各新班長より班内の安否確認や被災情報等を収集し、情報班班長に報告する。
- (4) 近隣防災ボランティアのメンバは、各新班長に協力して情報収集にあたる。  
[本メンバは、3年に1度募集と見直しを行い、名簿として自治会が作成する。]（別紙）

### 4. 自主防災第二活動（活動調整班）について

一時避難場所（御幣下公園）での自主防災第一活動の収束後、一時避難場所（自主防災本部）と避難施設（藤が岡中学校）との連携を図りながら、活動を実施する。

- (1) 活動調整班は、新副会長/会計、旧会長/副会長と会計、防災世話役、民生委員から構成する。
- (2) 防災倉庫班
  - 2-1：一時避難場所（御幣下公園）に自主防災本部を設置する。
  - 2-2：防災倉庫を開放し、資機材や備品の提供と管理を行う。
  - 2-3：防災倉庫の鍵は、新会長/副会長/書記/会計と新防犯防災部、公園愛護会が保有するものとする。
  - 2-4：防犯防災部は、年1回の倉庫内の資機材と備品の点検を実施する。
  - 2-5：その他活動調整班の指示に従い活動する。
- (3) 防災A班
  - 3-1：班長は、新文化体育部部长が担当する。
  - 3-2：構成員は、新旧文化体育部役員で構成する。
  - 3-3：災害の状況により、活動調整班班長の指示に従い消火、救出救護、避難誘導、食料配給や給水等を担当する。
- (4) 防災B班
  - 4-1：班長は、新交通安全部部长が担当する。
  - 4-2：構成員は、新旧交通安全部と青少年愛護部の役員で構成する。
  - 4-3：災害の状況により、活動調整班班長の指示に従い消火、救出救護、避難誘導、食料配給や給水等を担当する。
- (5) 防災C班

5-1：班長は、新社会福祉部部長が担当する。

5-2：構成員は、新旧社会福祉部の役員と、防災世話役、子ども会で構成する。

5-3：災害の状況により、活動調整班班長の指示に従い消火、救出救護、避難誘導、食料配給や給水等を担当する。

(6) 防災D部

6-1：班長は、新生活環境部部長が担当する。

6-2：構成員は、新旧生活環境部の役員と、ラジオ体操会で構成する。

6-3：災害の状況により、活動調整班班長の指示に従い消火、救出救護、避難誘導、食料配給や給水等を担当する。

(7) 新旧組長と新班長

各班長と連携して、自組内の被災状況を随時把握し、状況の変化等の情報を新自治会会長（自主防災会会長）に報告する。

(8) 近隣防災ボランティア

新旧組長と新班長、さらに各防災A～D班の班長に協力し、災害の状況により、活動調整班班長の指示に従い消火、救出救護、避難誘導、食料配給や給水等を担当する。

尚、「避難行動要支援者」に対する活動は、別途定める規定に従うものとする。

5. 避難施設（藤が岡中学校）への協力

自治会は毎年避難施設で開催される「避難施設運営委員会」に出席し、その運営規則やマニュアル等に従い活動する。食料班としての自治会からの協力メンバについては、災害の状況により、新自治会会長は活動調整班とともに協議して選任する。

付 則 前回改定 平成25年5月27日

今回改定 (内容) 実情に合わせ、表記を見直す。

令和元年5月26日